

津波避難施設に係る課税標準の特例措置

対象税目：固定資産税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生時における津波による被害の軽減を図るため、地域の身近な場所に津波避難施設を確保することが必要。
- 地方公共団体が整備する津波避難タワーに加え、民間ビル等を津波避難施設として効果的に活用するため、津波防災地域づくり法に基づく協定／指定避難施設の確保が必要。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 防災基本計画（令和7年7月1日中央防災会議決定）
市町村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第15条第21項及び第22項
創設年度：平成24年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

- 【指定避難施設】
津波法に基づいて都道府県知事が指定した津波災害警戒区域において、市町村長により指定された避難施設のうち避難用部分及び施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合にあっては3分の2）とする。
- 【協定避難施設】
津波災害警戒区域において、市町村との管理協定が締結された避難施設のうち避難用部分及び施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合にあっては2分の1）とする。

減収額	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	金額（億円）		0	0	0.85	1.25	1.27

（出所：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書をもとに、適用額×1.4%で算出）

③ アクティビティ

- 本特例措置により、協定締結や指定に伴う使用制限に対する民間施設等所有者の抵抗感が軽減され、協定/指定避難施設となる民間施設の確保が促進される。このことにより、民間活力や既存施設の活用を通じて、津波災害警戒区域内における避難体制の充実が図られ、大規模地震発生時の人的被害軽減に寄与する。

④ アウトプット	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	0	287	294	297	304	303
	適用額（億円）	0.01	0	61	89	91	102

（出所：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書）

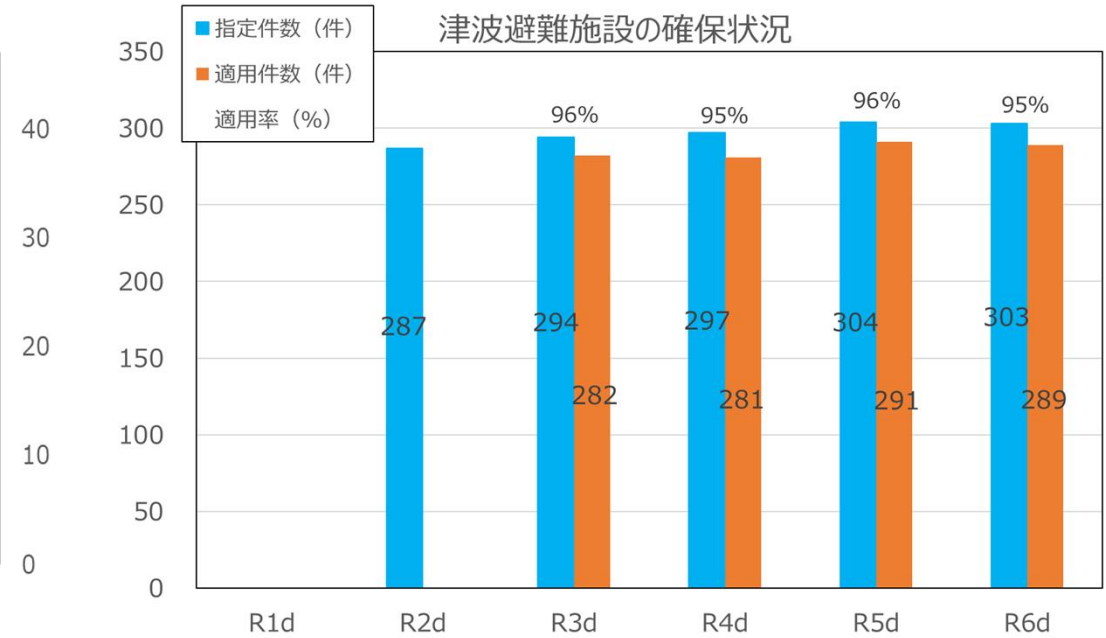
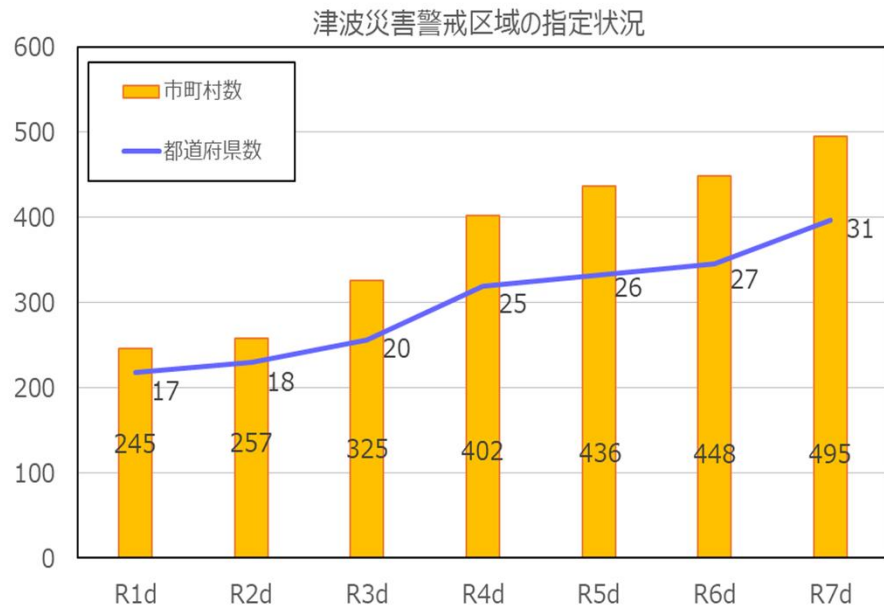
○アウトカムに対する効果分析

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○ 本特例措置が自治体における津波被害軽減対策を推進する契機となり、津波災害警戒区域の指定数が増加する。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○ 津波災害警戒区域の指定数の増加 指標：津波災害警戒区域を指定している都道府県数 目標値：37都道府県 対象期間：令和4年～7年度</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>—</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>—</p>
<p>短期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○ 津波災害警戒区域の指定数が増加し、津波避難施設の確保が進展することで、避難体制が充実する。同時に、避難訓練や避難先表示の整備が行われることにより、住民の防災意識の向上や避難行動の定着が促される。</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○ 津波災害警戒区域指定の完了 指標：津波災害警戒区域を指定している都道府県数 目標値：40都道府県 対象期間：～令和15年度</p> <p>○ 津波避難施設の確保による避難体制の充実 指標：津波災害警戒区域における津波避難施設の確保数 目標値：約500施設 対象期間：～令和15年度</p>

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
津波災害警戒区域の指定状況（自治体ヒアリング結果に基づく国土交通省作成資料）	津波災害警戒区域の指定状況を把握するためのデータとして適切であるため。
津波災害警戒区域での津波避難施設確保数（自治体ヒアリング結果に基づく国土交通省作成資料）	最大クラスの津波に対する避難確保可能性を把握するためのデータとして適切であるため。
津波避難施設に関する調査資料（内閣府等）	津波避難施設の確保状況などを把握するためのデータとして適切であるため。
<p>●分析手法：津波災害警戒区域における津波避難施設の確保数の確認とそれに係る時系列分析</p> <p>選定理由：津波災害警戒区域の指定を踏まえた津波避難施設の確保数の推移について時系列的に分析することで、政策目標である津波から命を守る避難の実現に関して評価できるため。なお、津波避難施設の確保の推移を分析するにあたり、津波避難施設の確保に関して本特例措置が後押しとなっているか、施設管理者の負担軽減ができていかなどを把握し、本特例措置の効果も見極める。</p>	

現状を踏まえた、アウトカム達成に向けた流れ

津波災害警戒区域の指定、津波避難施設の確保件状況の推移について、以下に示す。



✓ 現在、303の津波避難施設が運用されており、継続運用の問題なし。また、津波避難施設を活用した訓練の実施、実際の避難にも活用

津波避難施設を活用した住民の避難行動に効果有

- ✓ 津波災害警戒区域の指定数は31まで増加しており、今後、全40都道府県指定による津波避難施設確保が更に進展
- ✓ 自治体としても全国的に津波避難施設はまだ必要と認識しており、現時点で少なくとも22市町村で津波避難施設確保の意向あり
- ✓ 中小の民間企業を中心に、津波避難施設確保の際には本特例措置を95%以上が活用（本特例措置のインセンティブ効果）

本特例措置により円滑な避難施設確保を促進（本特例措置、施設の安全性確認に関する支援内容の周知などを強化）

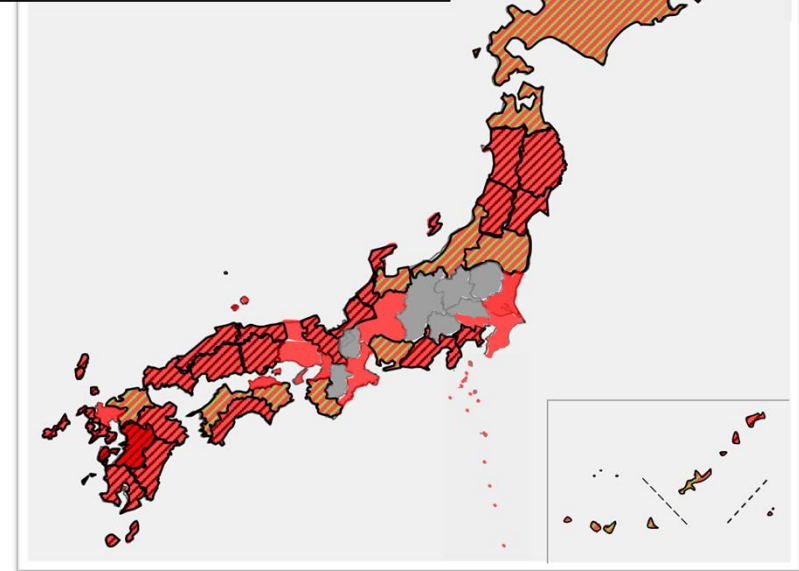
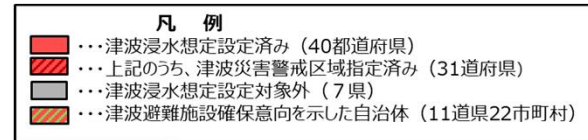
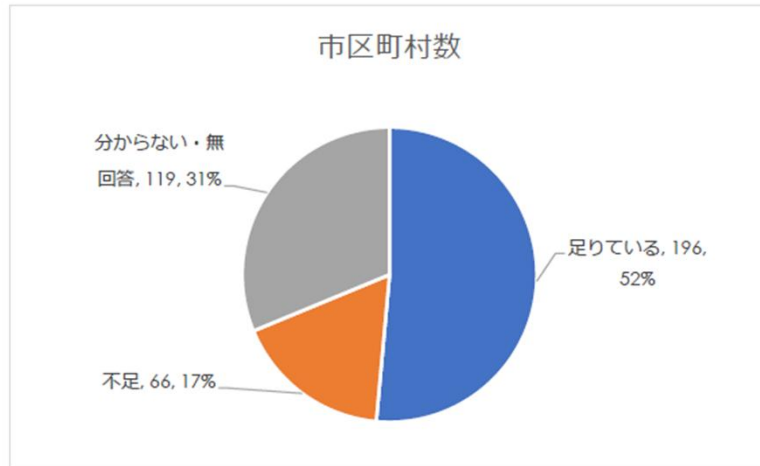
津波避難施設の確保数を25施設/年まで押しあげ、令和15年度の約500施設確保を達成

【参考】津波避難施設に関する調査結果など

(津波避難ビル・津波避難タワー等を指定・整備している 381 市区町村対象)

津波避難ビルや津波避難タワー等の津波避難施設の収容可能人数と自治体内の避難対象人数とを比べて、津波避難施設の指定・整備は十分足りているか？

約半数の市区町村 (196 市区町村) が、指定・整備が足りていると回答している。一方、不足していると回答している市区町村が 17% (66 市区町村) である。



- 令和5年度の内閣府調査の津波避難ビル・津波避難タワー等に関する取組調査結果における、「津波避難施設の収容可能人数と自治体内の避難対象人数とを比べて、津波避難施設の指定・整備は十分足りているか？」という問いに対して、足りているのが約50%の市町村 (左円グラフ) となっており、新たに指定された警戒区域含め、多くの都道府県で津波避難施設の確保の重要性、本特例措置をセットで理解促進が必要。
- 現状、津波災害警戒区域を指定済みの495市町村のうち、少なくとも22の市町村 (右図) では、「津波が発生した際の避難先として民間の施設の指定を検討している」かつ「本税制の条例を制定済み」であり活用に向けた検討が進められている。確保に向けた技術的及び財政的支援が必要。

津波避難施設の例

津波避難ビル名
KEIZ中川運河店 (民間事業者)
KSプラネット (マンション)
ロジクロス名古屋みなと (民間事業者)
エスポアクインズコート (マンション)
クオーレ (民間事業者)
恒川建設株式会社 事務所 (民間事業者)
名古屋掖済会病院立体駐車場 (医療施設)
佐川急便株式会社 港営業所 (民間事業者)

- 愛知県名古屋市においては、令和7年7月30日に発生したカムチャッカ半島付近を震源とする地震が発生した際に、津波警報が発令され、住民が津波避難施設へ避難し、想定通りの役割を果たしている。
- 地場の中小企業、医療施設、マンション管理組合等での活用されており、約40万円/件の税負担軽減は有効。
- また、津波避難施設確保≒本特例措置の活用となっており、本特例措置が負担軽減、施設確保にかかるインセンティブとして働いている。
- 津波避難施設の確保を全国への横展開するにあたっての課題として、本特例措置の認知度が低いこと、建築物の安全確認方法の経費負担 (約500万円/件) が影響していることを自治体ヒアリングで把握。

※建築物の安全確認は独自の手法、既存の計算書で問題ないことを確認し、施設として確保

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 令和7年度末時点の津波災害警戒区域を指定している都道府県数は31都道府県。	—	○ 令和7年度末時点の津波災害警戒区域における津波避難施設の確保数は303件であり、目標達成に向けて順調に推移している。
② 達成できていない場合の要因	○ 区域指定数は着実に増加しているものの、達成できていない要因としては、本特例措置の認知度が上がらなかったことや施設の安全性確認の負担が挙げられる。 ○ 今後、自治体へのチラシ配布、説明会等により、本特例措置、安全性確認に関する支援などの更なる周知を図っていく予定である。	—	—
③ 政策効果等	○ 大規模地震の発生に備えた人的被害軽減のためには、自治体における津波避難施設の確保を早急に推進する必要があるところ、本特例措置は、協定締結や指定に伴う使用制限に対する民間施設等所有者の抵抗感を軽減し、津波避難施設の継続的なストック拡充に寄与している。さらに、商業施設等が津波避難施設としての機能を有することで、自治体における民間活力や既存施設の活用を通じた避難体制の充実が図られる。 ○ なお、本特例措置は、津波災害警戒区域を指定している都道府県（市町村）における、津波避難施設に指定した施設及び協定を締結した施設に適用されることから、特定の者への偏り等は認められない。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 津波防災の推進については、交付金によって建物の安全性確認といった一時的な支援を実施している。一方、本特例措置は、上記のとおり、一定期間の施設所有者等の負担軽減により、継続的な施設利用や民間参画を促すことを目的としており、適切に役割分担がなされている。 ○ 本特例措置と交付金等の支援を併せて活用することで、建物整備から長期的な維持管理、面的な施設確保までを一体的に推進することが可能となることから、本特例措置は政策達成手段として妥当である。		
⑤ 見直しの方向性	○ 政策効果が認められており、津波避難施設の確保に向けて、自治体・民間事業者のニーズや動向も踏まえつつ、引き続き現行措置の継続を含めて検討する。		

主担当部局 : 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室

共管担当部局 : 内閣府政策統括官（防災担当）付 担当課 : 参事官（調査・企画担当）付